

## 農産物の学校給食使用に関する決議

小田原市は、恵まれた自然環境の中で、水稻、柑橘をはじめとする様々な農産物を生産する1,300戸を超える販売農家によって、地産地消を進めるとともに、都市近郊に位置する立地条件の下、都市部への食料供給という重要な役割を担ってきた。また、本市の様々な農産物は、神奈川の農業の中心的な農産物として、多くの品目が「かながわブランド」に認定されており、かねてより、品質や生産量、さらには供給体制の向上や安定を目指し展開している。

今般、学校給食に使用予定であった県内産の冷凍ミカンについて、厚生労働省が定めた食品中の放射性物質の基準値を大きく下回るにも関わらず、県内の一部自治体において、学校給食の食材としての使用を取り止める措置が取られた。

このことは、安全とされている農産物に対する風評被害の拡大にも繋がりがねず、食料の安定的な供給という責務を果たすべく農産物の生産に励んでいる本市を含む県内農家にとって、農業の存続を危うくさせる大変憂慮すべき事態である。

よって、農産物の学校給食の使用にあたっては、生産農家の現状を理解いただくとともに、風評被害を防ぐためにも、放射性物質濃度が国の基準を大きく下回った農産物については、学校給食における使用継続を検討されるよう要望する。

以上、決議する。

平成24年 6 月 14日

小田原市議会